

さいたま市附属機関等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する機関をいう。
- (2) 協議会等 市民、各種団体の代表者、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいう。
- (3) 局長等 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の長、区長、消防局、出納室及び水道局長、教育長、行政委員会の事務局の長並びに議会局長をいう。

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関等は、法律により設置が義務付けられているものを除くほか、次の各号に掲げる事項をいずれも満たす場合に限り設置するものとする。

- (1) 市民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため市民、関係団体、専門的知識を有する者等からの意見を必要とすること。
- (2) 設置目的及び所掌事務が、既存の附属機関等と重複しないこと。
- 2 附属機関等の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関等の設置期間を設けるものとする。
- 3 附属機関等の所掌事務については、できる限り広範囲なものとするとともに、必要に応じ部会又は分科会等の下部組織を設置することにより、効率的な運営を図ること。
- 4 協議会等については、次に掲げる事項に留意し、附属機関との差異を明らかにすること。

- (1) 審議会、審査会、調査会等附属機関と紛らわしい名称を用いないこと。
- (2) 「審議する」、「答申する」等附属機関と紛らわしい所掌事務を付与しないこと。
- (3) 協議会等の意見及び構成員から聴取した意見については、答申、建議、意見書等附属機関の審議結果と受け取られるような呼称を付さないこと。

(附属機関等の委員の選任等)

第4条 附属機関等の委員は、当該附属機関等の設置の趣旨及び目的を踏まえ、次に掲げる基準に従って選任するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 一の附属機関等における委員の数は、20人以内とすること。
- (3) 広く市民の市政への参加を促すため、委員の一部を公募により選任すること。
- (4) さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱（平成17年12月5日制定）に基づき、男女の均衡を図るために、女性委員の積極的な登用に努めること。
- (5) 再任する委員の通算の在任期間は、6年以内とすること。
- (6) 同一人を3を超える附属機関等の委員に重複して選任しないこと。
- (7) 市議会議員及び市職員は、委員に選任しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのある場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(附属機関等の見直し)

第5条 既に設置されている附属機関等で、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
- (5) 設置目的、所掌事務及び構成員が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

(附属機関等の設置等の合議)

第6条 附属機関の設置、統廃合及び委員の選任については総務課長及び職員課長に、協議会等の設置、統廃合及び委員の選任については総務課長に、事前に合議するものとする。

2 前項の規定により総務課長に合議するときは、さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱第5条第1項ただし書に該当する場合を除き、同条第2項の通知書を添付するものとする。

(会議の公開)

第7条 市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政を推進するため、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開するものとする。なお、公開に当たっては、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日制定）によるものとする。

(総務局長への報告)

第8条 局長等は、附属機関等を設置したときは、附属機関等管理台帳（様式第1号）及び附属機関等委員等名簿（様式第2号）により、速やかに総務局長へ報告するものとする。

2 局長等は、前項の規定による報告の内容に変更が生じたとき又は附属機関等を設置しなくなったときは、速やかに総務局長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。